

支 払 基 金  
平成 31 年 2 月 15 日

医科診療行為マスターの新設予定及び廃止予定コードについて

このことについては、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 43 号において、平成 31 年 3 月 31 日まで経過措置とされているものについて、別紙のとおりコードを新設及び廃止する予定ですのでお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。